

# 2018~19 建設業をとりまく現状と課題

働き方改革など最新資料が満載

平成 29 年度及び平成 30 年度に出された建設産業政策に関する諸通達のほか、建設業法等の改正も視野に早急に講ずるべき施策についてとりまとめられた中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ、さらには「長時間労働の是正」・「給与・社会保険」・「生産性向上」の 3 分野での新たな施策展開を提示した「建設業働き方改革加速化プログラム」、そして「働き方改革関連法」の概要等を加え、最新情報が反映されたものとなっています。



## 【ポイント】

建設業の喫緊の課題である「働き方改革」のほか、「外国人材の受け入れ」など新たな課題も含めて施策体系ごとに項目を整理しました。

## 【主な内容】

- I. 建設産業をとりまく現状
- II. 「担い手確保」に向けた「働き方改革」に資する建設産業施策
- III. 公共工事の入札・契約の適正化と品質確保の推進
- IV. 不良・不適格業者の排除
- V. 建設分野における外国人材の受け入れ

## 【主な追加した資料】

- 基本問題小委員会中間とりまとめ
- 建設業働き方改革加速化プログラム
- 働き方改革関連法概要
- 標準請負契約約款の改正
- 建設キャリアアップシステムについて
- 建設職人基本法概要、基本計画
- i-Construction について

など

販売価格（税抜）：会員 1,200 円（一般 1,500 円）＊会員は送料無料

# 書籍購入申込書

申込日 平成 年 月 日

	書籍名	発行年月	一般価格 (税抜)	会員価格 (税抜)	申込冊数
1	改訂7版(補訂版) 建設業法遵守の手引	平成29年3月	2,100円	1,600円	冊
2	改訂7版 建設業の元請・下請ルール	平成29年7月	2,100円	1,600円	冊
3	改訂版 基礎から学ぶ建設業法	平成30年3月	2,100円	1,600円	冊
4	2018-19 建設業をとりまく現状と課題ー建設産業施策ハンドブックー	平成30年10月	1,500円	1,200円	冊
5	改訂版 発注者・受注者間の建設工事請負ルール	平成26年11月	2,100円	1,600円	冊
6	改訂4版 建設業のためのコンプライアンス	平成29年10月	2,100円	1,600円	冊
7	全面改訂版 反社会的勢力対策の手引	平成30年3月	2,100円	1,600円	冊
8	公共工事発注者のためのコンプライアンス	平成29年3月	2,100円	1,600円	冊
9	改訂3版 独占禁止法遵守の手引	平成27年7月	2,100円	1,680円	冊
10	独占禁止法遵守マニュアル作成の手引	平成26年5月	1,905円	1,523円	冊
11	最近の独占禁止法の運用状況	平成30年6月	800円	640円	冊
12	改訂3版 官製談合防止の手引	平成28年5月	2,100円	1,680円	冊
13	下請法遵守の手引	平成24年4月	1,715円	1,429円	冊
14	建設業のための改正会社法	平成26年7月	2,095円	1,523円	冊
15	CITIO(推進機構情報)	季刊(年4回発行)	700円	560円	冊
					計 冊

【送料・振込手数料について※】  
 送料・振込手数料とも、お客様のご負担とさせていただきます。  
 ※機構会員は送料無料で(配布先が1箇所の場合。複数箇所の場合は1箇所を無料)  
 【送料※】  
 1冊 300円(税込)  
 2~3冊 550円(税込)  
 4冊以上 830円(税込)  
 ※送料には梱包料を含みます。  
 【到着までの日数※】  
 3日以内  
 ※天候や道路状況等により遅延が発生する可能性があります。  
 【お支払方法】  
 機構会員の場合：書籍発送時に請求書を同封又は別便にて送付いたしますので、指定口座にお振り込み願います。  
 一般のお客様の場合：見積書兼請求書にて、代金・送料・指定口座をお知らせいたしますので、1ヶ月以内にお振込願います。  
 ご入金を確認次第、発送いたします。

購入者 会社名・団体名(個人の場合は氏名) ※記入必須 フリガナ(会社名・団体名) ※記入必須 部署およびご担当者名 フリガナ※記入必須(個人の場合は不要) フリガナ(部署およびご担当者名)※記入必須		請求書宛名 <input type="checkbox"/> 購入者と同じ <input type="checkbox"/> それ以外※下欄に記入
所在地(個人の場合は住所) 〒		
電話番号	( )	FAX ( )
メールアドレス	@	

公益財団法人 建設業適正取引推進機構 ☎03(3239)5061 FAX03(3239)5063

当機構は、あらかじめご本人の同意を得ず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはありません。ただし、個人情報の保護に関する法律第16条第3項の規定に該当する場合などはこの限りではありません。